

農林漁業・農山漁村再生に向けて ～6次産業化ビジョン～



農林漁業・農山漁村の位置付け

- ・ **国民が生きていく上で必須の衣食住をまかなう**
(食料・天然繊維・木材の供給等)
- ・ **都市生活者の生命・身体・財産の保全に貢献**
(国土や自然環境の保全、水源のかん養、災害の防止等の多面的な機能を発揮)
- ・ **日本の文化・伝統等を育む**
(集落という地域社会の結びつきを基礎に、様々な主体によって多様な農林漁業を展開)

農林漁業・農山漁村を取り巻く事情と3つの課題

① 地球温暖化や地球規模での資源問題

- ・ 生物多様性の喪失、食料生産性の低下、飢餓問題の深刻化
- ・ 石油価格の急上昇、穀物の価格高騰
- ・ 農林漁業の在り方を抜本的に見直す必要性
- ・ 国際分業論の前提条件が成り立たない状況

② 食料自給率の低下と食の安全・安心の期待喪失

- ・ 食に対する消費者の不安・不信の増大(食品企業による偽装問題、中国産餃子の中毒問題等)
- ・ 食料自給率向上を含め、食料安全保障の確保が国家戦略上の重要課題
- ・ 地産地消の推進とともに、フードチェーンにおける食の安全と消費者の信頼構築が必要

③ 農山漁村が崩壊の危機

- ・ 資源価格の高騰はコスト上昇要因となり、農林漁業や関連産業の収益性は著しく悪化
- ・ 農山漁村の崩壊が懸念され、期待される役割を發揮することがきわめて厳しい状態

農山漁村の6次産業化への兆し

① **米の生産について、超多収品種の導入、環境保全型農業への取組等、消費者・実需者のニーズに対応した生産への質的転換の取組**

② **米粉や米菓といった「米の加工」、直売所や直接宅配便での販売といった「米の販売」への取組等**

③ **農林漁業者と農山漁村地域における他産業従事者との協同の取組**

④ **農山漁村という地域の広がりの中で一定の地域全体としての取組**

⑤ **地域により多くの所得が帰属する「地域自立経済圏(仮称)」の確立**

農山漁村の6次産業化ビジョン

3つの基本方向

① 民主党が提案している「戸別所得補償制度」

- ・ 意欲のある販売農業者を対象に「所得補償交付金」を交付することにより、自給率の向上、6次産業化の促進など農山漁村活性化の基本条件を確保。林業、漁業にも同様の制度を導入。

② 「品質」、「安全・安心」、「環境適合性」という消費者ニーズに適った生産体制への転換

- ・ 国産農林水産物やこれらを原料とする加工品等の「商品としての差別化」と農林漁業の「事業としての異質化」を確保
- ・ 特に、食の安全・安心の観点から導入する「トレーサビリティ・システム」や「HACCP」、「GAP」といった措置は、こうした「差別化」、「異質化」の実現にも役立つ
- ・ 食の安全・安心の確保や地球温暖化への対応、食料自給率向上の確保にも貢献

③ 意欲のある農林漁家をはじめとする多様な主体が、バイオマス事業を含めた新たな起業やニュービジネスに取り組めるよう支援措置を講じ、農山漁村の6次産業化を実現

- ・ 農山漁村の6次産業化は付加価値のより多くの部分を農山漁村地域に帰属させ、農林漁業の再活性化と農山漁村の再生を実現することにつながり、安全・安心な食の供給と食料自給率向上を確実にするだけでなく、地球温暖化問題への貢献が期待できる

農山漁村の6次産業化ビジョン

- 次頁の内容を柱とする法案について次期国会に提出
- 民主党が政権についてから4年間に実現すべきもののプログラム法
 - 必要な財源は、農林水産関係予算を含めた政府全体予算を抜本的に見直し、無駄を省くこと等を通じて捻出

1. 食の安全保障の確保のための改革に関する方針

- (1) 食料自給率の向上（10年後50%、更に60%へ）
- (2) 食の安全及び消費者の安心の確保
（食品トレーサビリティ・システムの確立、原料原産地表示の義務化の拡大等、食品安全委員会の機能強化と食品安全庁の創設）

2. 農業の活性化のための改革に関する方針

- (1) 消費者ニーズに適った商品生産と事業展開の必要条件の確保
- (2) 所得補償制度の導入等農業経営の安定化
 - ア 農業者戸別所得補償制度の導入（販売農業者を対象とした生産費と販売価格との差額を基本に所得補償交付金を交付）
 - イ 畜産・酪農の総合的対策（畜産・酪農を対象とする所得補償制度の導入、自給飼料を基盤とした畜産・酪農への転換）
- (3) 農地制度の改革と農業への参入促進
 - ア 農地制度の改革（耕作義務の明確化等抜本改革と当面の改革（耕作者主義を前提に農業参入への規制緩和））
 - イ 農村集落への支援（「資源保全管理支払」、「環境直接支払」、「中山間地域等直接支払」の恒久措置化）

3. 森林・林業の活性化のための改革に関する方針

- (1) 「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入による森林の多面的機能の十全の発揮と京都議定書の森林吸収源量の確保
- (2) 大規模でコストのかさむ林道整備にかえて、高密度路網の整備と高性能林業機械の導入
- (3) 木材産業の活性化と木質バイオマス利活用の推進
- (4) 国有林野事業の改革（国有林野事業特別会計を廃止し、一般会計での一元的・総合的管理）

4. 漁業・水産業の活性化のため改革に関する方針

- (1) 個別TAC制度の導入等による資源管理の強化
- (2) 水産に関するトレーサビリティ・システムの導入
- (3) 「漁業所得補償制度」の導入（個別TACの対象となる漁業者等を対象に漁業収入と経営費との差額を基本とする補償交付金を交付）
- (4) 漁村集落の活性化（「漁村集落直接支払」の導入）

5. 農山漁村の6次産業化のための改革に関する方針

- (1) 新たな生産販売サイクルの確立と付加価値の向上による農林漁家の収入の増大
- (2) バイオマスを基軸とした新たな産業の振興と農山漁村の活性化
- (3) 教育・医療・介護の場としての農山漁村の活用
- (4) 農山漁村集落の活性化と定住人口・交流人口の増大
- (5) 農協等の改革